



シラバス参照

タイトル「**2023年度危機管理学部(公開用)**」、フォルダ「**危機管理学部**」
シラバスの詳細は以下となります。



科目ナンバー	RMGT2343		
科目名	民法Ⅲ（債権各論）		
担当教員	永沼 淳子		
対象学年	3年,4年	開講学期	前期
曜日・時限	火 2		
講義室	1501	単位区分	選必
授業形態	講義	単位数	2
科目大分類	専門		
科目中分類	専門基幹		
科目小分類	専門基礎		
科目の位置付け（開発能力）	■ D Pコード-学修のゴールを示すディプロマポリシーとの関連 DP1-E 〔学識・専門技能〕 専門分野に関する理論知と実践知を獲得し実践することができる。 DP3-H 〔理論的思考力・批判的思考力〕 理路整然とした思考を備えつつ、偏りを排除するための内省をもって、問題・課題を合理的に解決することができる。 DP4-I 〔理解力・分析力〕 文書表現、数値データを適切に扱いつつ、情報の収集と取捨選択、分析と加工を有効かつ円滑に行い、課題の解決につなげることができる。 ■ C Rコード-学修を通じて開発するマインドセット・ナレッジ・スキルを示すコモンルーブリック（C R）との関連 E1 学識と専門技能（60%） H1 論理的思考（10%） H2 批判的思考（5%） I1 理解・分析と読解（20%） I2 量的分析（5%）		
教員の実務経験	特にありません。		
成績ターゲット区分	■成績ターゲット 能力開発の目標ステージとの対応 2 進期期～3 発展期		
科目概要・キーワード	契約自由と言われるように、債権債務関係を発生させる契約の締結と内容如何は、基本的に当事者の自治に委ねられています。しかし、契約が必要となる場面において、全て話し合いで条件を決めることは煩瑣であるため、民法は、贈与・賃貸借・委任といった典型的な契約における当事者関係を定め、円滑で経済的な契約締結と運用とを可能にしています。本講義では、民法が定める典型契約の各類型について、判例と実務の動向を踏まえて説明できることを目的とします。また、契約と並んで債権の発生原因の主要な形態である不法行為についても、運輸事故、産業事故などを例に取り上げながら十分な検討を加えます。授業形態は講義形式により行います。なお、対応するコンピテンスに基づき効果的な授業方法として、又は授業を補完・代替するためオンライン授業を一部取り入れます。 ■キーワード 契約各論・不法行為・特殊の不法行為		
授業の趣旨	■副題 経済活動の中心である契約と、契約以外の債権発生原因として重要な不法行為について学修します。 ■授業の目的 契約法と不法行為法の基本的な知識や概念を学び重要な判例の要点を修得することで、論理的思考を養うとともにリーガルマインドを涵養し、法律を用いて問題を解決する能力を身に付けることを目的とします。 ■授業のポイント		

	市民社会の経済活動は主に契約により行われますが、民法制定当時と比べ経済活動の仕組みは複雑になり、その範囲は全世界に広がっています。このような変化に対し、契約に関する規律は新たな学説や判例変更等により対応してきましたが、社会の要請により改正されました。また、契約によらず債権が発生する不法行為法は、現代社会における私人間の紛争解決の基本法であり、多くの特別法を理解するために必要不可欠です。本講義では、契約法と不法行為法に関する制度の基本的な仕組みを説明するとともに、重要な判例を取り上げ詳解することで、履修者は各制度について説明することができるようになります。	
総合到達目標	一般総合目標【GIO】 取引や事故から生じる危機や紛争を回避・解決するために、債権法各論、特に契約法と不法行為法の基礎知識、ならびに重要な判例の要点を修得することで、論理的思考を養うとともにリーガルマインドを涵養し、法律を用いて問題を解決することができる。 個別行動目標【SBOs】 1. 契約法・不法行為法の基礎知識を修得し、その知識を紛争解決のために取り出し、説明することができる。(第2回～第15回) 2. 教科書や授業資料を読解し、自身の考えを記述することができる。(第4回、第8回、第11回、第15回) 3. 契約や事故から生じる危機や紛争を、法的思考を用い考察できるようになる。(第2回～第15回) 4. 各法制度や判例から、異なる立場や新しい観点の意見を理解することにより、批判的思考を身に付けることができる。(第2回～第15回) 5. 判例六法・配布資料・データベースから、目的の資料を検索・収集することができる。(第2回～第15回)	
成績評価方法	■ 授業終了時に行う G フォームによる「復習の小テスト」 1 2 回(5 0 %) 適用ルーブリック E1・H1 (評価の観点) 授業の内容を踏まえて、理論的に説明することができるかを確認します。 (フィードバックの方法) 解答送信時にスコアが表示されるとともに、次回の授業開始時に解説を行います。 ■ 中間テストと期末テスト 各 1 回 (5 0 %) 適用ルーブリック E1・I1 (評価の観点) 8 回目(中間テスト)と 1 5 回目(期末テスト)に、授業内容の理解度と知識の定着のために行います。 (フィードバックの方法) 各回とも、解答送信時にスコアが表示されます。中間テストについては、次回の授業開始時に解説を行い、期末テストについては、classroom に解説のスライドまたは動画を配信します。	
履修条件	民法法 I (RMGT2341) と民法法 II (RMGT2342) を履修し、単位を取得していることが条件になります。	
履修上の注意点	特にありません。	
授業内容	回	内容
	1	① 授業テーマ ガイダンス ② 授業概要 授業の概要、目的、到達目標、事前準備、授業の進め方とノートの取り方、成績評価方法について説明を行う。 ③ 予習 (1 2 0 分) シラバスを熟読する。 ④ 復習 (1 2 0 分) 授業の目的と目標を確認し、学習計画を立てる。
	2	① 授業テーマ 契約総論① ② 授業概要 契約の成立と効力に関する基礎知識を確認したのち、約款・消費者契約・契約締結上の過失について学習することで(E1)、契約に関する現代的な課題や紛争について説明することができる(H1)(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次回の授業開始時に行う。 ③ 予習 (1 2 0 分) 教科書の該当部分を通読する。 ④ 復習 (1 2 0 分) 講義資料とノートから、事情変更の原則と契約締結上の過失について、整理し理解する。
	3	① 授業テーマ 契約総論②

	②授業概要 契約の効力に関する基礎知識を確認したのち、特に同時履行の抗弁権や第三者のためにする契約について学習することで(E1)、契約の成立から解除までの全体的な流れについて説明することができる(H1)(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次の授業開始時に行う。 ③予習（１２０分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（１２０分） 講義資料とノートから、同時履行の抗弁権や契約の効力が第三者に及ぶ場合について、整理し理解する。
4	①授業テーマ 契約総論③ ②授業概要 契約解除に関する基礎知識を確認したのち、特に危険負担やについて学習したうえで(E1)、契約の成立から解除までの全体的な流れについて説明することができる(H1)(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次の授業開始時に行う。 ③予習（１２０分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（１２０分） 講義資料とノートから、契約解除や危険負担について、整理し理解する。
5	①授業テーマ 契約各論① ②授業概要 契約の種類について基礎知識を概観したのち、贈与契約と売買契約について学習することで(E1)、現代の経済活動における課題について説明することができる(H1)(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次の授業開始時に行う。 ③予習（１２０分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（１２０分） 講義資料とノートから、売買契約、特に売主の担保責任について、整理し理解する。
6	①授業テーマ 契約各論② ②授業概要 典型契約が定める貸借契約に関する基礎知識を確認したのち、特に消費貸借、使用貸借、賃貸借について学習することで(E1)、貸借契約が経済活動で必要とされることを説明できる(H1)(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次の授業開始時に行う。 ③予習（１２０分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（１２０分） 講義資料とノートから、賃貸借契約の基礎について、整理し理解する。
7	①授業テーマ 契約各論③ ②授業概要 前回学修した賃貸借のうち、特に不動産賃貸借契約に関する基礎知識を確認したのち(E1)、不動産賃貸借の特別法である借地借家法を学ぶことで(H1)、不動産賃貸借契約が経済活動にどのように利用されているか説明できる(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次の授業開始時に行う。 ③予習（１２０分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（１２０分） 講義資料とノートから、不動産賃貸借契約の基本について、整理し理解する。
8	①授業テーマ 中間テスト ②授業概要 ２回から７回の授業内容について、復習を兼ねた設問に解答することで、各回の授業内容を理解し(E1)、民法の各制度について説明(H1)、意義を理解することができる(I1)。解説は、次の授業開始時に行う。 ③予習（１２０分） 教科書や授業動画などを見返し、要点を復習する。 ④復習（１２０分）

	不正解の設問について、教科書や授業資料を読み返し、次回の授業で行われる説明に備える。
9	①授業テーマ 契約各論④ ②授業概要 典型契約が定める雇用・請負・委任その他の各契約に関する基礎知識を確認したのち(E1)、それぞれの契約に存在する論点について考察することで(H1)、各契約と経済活動の関係を理解することができる(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次回の授業開始時に行う。 ③予習（120分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（120分） 講義資料とノートから、雇用・請負・委任契約の役割について、整理し理解する。
10	①授業テーマ 一般不法行為① ②授業概要 不法行為制度全体を俯瞰したのち、一般の不法行為と特殊の不法行為の代表的な判例を紹介し(E1)、本制度が市民社会でどのような場面で必要とされているかを学習することで(H1)、本制度の意義を理解することができる(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次回の授業開始時に行う。 ③予習（120分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（120分） 講義資料とノートから、不法行為全体について、整理し理解する。
11	①授業テーマ 一般不法行為② ②授業概要 一般の不法行為に関する基礎を確認したのち、特に成立する要件と損害賠償に係る問題について学習し(E1)、論点を整理し対立する学説について説明することで(H2)、本制度の課題を指摘できる(H1)(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次回の授業開始時に行う。 ③予習（120分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（120分） 講義資料とノートから、成立する要件と損害賠償について、整理し理解する。
12	①授業テーマ 特殊の不法行為 ②授業概要 特殊の不法行為に関する基礎を確認したのち、特に使用者責任と共同不法行為について学習し(E1)、代表的な判例を読み解くことで(H1)、本制度の課題を指摘できる(H2)(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次回の授業開始時に行う。 ③予習（120分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（120分） 講義資料とノートから、使用者責任と共同不法行為について、整理し理解する。
13	①授業テーマ 事務管理と不当利得 ②授業概要 事務管理と不当利得の基礎知識を学修したのち、特にどのような場合に不当利得が適用されるのか、要件と効果について学習することで(E1)、本制度の意義について説明できる(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次回の授業開始時に行う。 ③予習（120分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（120分） 講義資料とノートから、不当利得が認められるための要件と効果について、整理し理解する。
14	①授業テーマ 不当利得 ②授業概要

	非債弁済など特殊の不当利得について、要件と効果について学習することで(E1)、本制度の意義について説明できる(I1)。授業終了時に「復習の小テスト」に解答することで、知識の確認と定着を図る。解説は、次回の授業開始時に行う。 ③予習（１２０分） 教科書の該当部分を通読する。 ④復習（１２０分） 講義資料とノートから、不当利得が認められるための要件と効果について、整理し理解する。
15	①授業テーマ 期末テスト ②授業概要 ９回から１４回の授業内容について、復習を兼ねた設問に解答することで、各回の授業内容を理解し(E1)、民法の各制度について説明(H1)、意義を理解することができる(I1)。解説は、スライドまたは動画を配信する。 ③予習（１２０分） 教科書や授業動画などを見返し、要点を復習する。 ④復習（１２０分） 不正解の設問について、教科書や授業資料を読み返し、classroomに配信される期末テストの解説を視聴する準備を行う。
関連科目	生活安全と法(RMGT1401)・法学概論(RMGT1401S)・民事法Ⅰ(RMGT2341)・民事法Ⅱ(RMGT2342)は、民事法(特に民法)を学ぶために関連する科目です。
教科書	教科書:長瀬二三男ほか『Next教科書シリーズ 民法入門』(弘文堂) 六法:「判例六法 令和5年版」(有斐閣)
参考書・参考URL	授業中適宜紹介します。
連絡先・オフィスアワー	■連絡先 第1回講義(ガイダンス)でお知らせします。 ■オフィスアワー 第1回講義(ガイダンス)でお知らせします。それ以外の時間帯を希望する場合は、事前にメール等で予約をすることにより対応します。
研究比率	■危機管理領域との対応 災害マネジメント70%:パブリックセキュリティ10%:グローバルセキュリティ10%:情報セキュリティ10% ■危機管理学と法学とのバランス 危機管理学20%:法学80%

